

## 議案第 6 2 号

岬町手数料条例の一部改正について

岬町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 2 月 3 日提出

岬町長 田 代 堯

### 提 案 理 由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 1 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の一部改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）により、指定居宅介護支援事業者による指定介護予防支援事業者の指定申請が可能となったことから、当該指定更新の同時申請に係る事務の手数料を軽減するため、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

岬町手数料条例の一部を改正する条例（案）

岬町手数料条例（平成12年岬町条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第2条中第76号を第77号とし、第75号の次に次の1号を加える。

(76) 介護保険法第79条の2第1項の指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請及び介護保険法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請が同時になされた場合（当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。）における当該2の申請に対する審査 1式につき10,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条第76号の規定は、前項の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

岬町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

○岬町手数料条例（平成12年岬町条例第2号）

新	旧
<p>第1条（略） （手数料）</p> <p>第2条 手数料を徴収する事項、単位及び金額は、次のとおりとする。 (1)～(75)（略）</p> <p><u>(76)</u> 介護保険法第79条の2第1項の指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請及び介護保険法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項の指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請が同時になされた場合（当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。）における当該2の申請に対する審査 1式につき10,000円</p> <p><u>(77)</u>（略） 以下（略）</p>	<p>第1条（略） （手数料）</p> <p>第2条 手数料を徴収する事項、単位及び金額は、次のとおりとする。 (1)～(75)（略）</p> <p><u>(76)</u>（略） 以下（略）</p>